			外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）　朝倉郡
［略］			
			［略］

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域			
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［略］				
福岡	福岡	筑紫	筑紫野市	［略］
			那珂川市	
［略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十一号）及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百六十六号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

文部科学大臣　林　芳正

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［略］
第二章　外局	第二章　外局
第一節　［略］	第一節　［略］
第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）	第二節　文化庁
［款を削る。］	第一款～第三款　［略］
第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）	第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十九条）
第四章　雑則（第八十八条）	第四章　雑則（第九十条）
附則	附則
第一章　本省	**第一章**　本省
第一節　内部部局等	**第一節**　内部部局等
第一款　大臣官房	**第一款**　大臣官房
（企画官）	（企画官）
第一条　大臣官房に、企画官一人を置く。	**第一条**　大臣官房に、企画官二人を置く。
2　［略］	2　［略］
第二款　生涯学習政策局	**第二款**　生涯学習政策局
（専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官）	（専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官）
第十七条　生涯学習推進課に、専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官一人を置く。	**第十七条**　生涯学習推進課に、専修学校教育振興室及び学校開放推進専門官一人を置く。
2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］	一　［略］
二　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。	二　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

			郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）　朝倉郡
［同上］			
			［同上］

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域			
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［同上］				
福岡	福岡	筑紫	筑紫野市	［同上］
			筑紫郡	
［同上］				